

小規模特定事業の許可申請をされる皆様へ

近年、建設残土等の埋立て等をめぐって県南地域を中心に地域住民との間でトラブルが発生し地域的な問題をなっており、この処理に伴う有害物質の混入や無秩序な埋立て等による土砂等の崩落、流出等の発生を未然に防止するため、県は平成11年4月1日より、規制条例（3,000㎡以上）を施行しております。

小山市においても、不適正な土砂等の埋立て等に伴って周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況を踏まえて、土砂等の埋立て等の適正化を図り、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止するため、規制条例（500㎡以上3,000㎡未満）を平成11年12月24日に制定し、平成12年4月1日から施行しました。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

条例の趣旨を十分理解していただき、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生の防止に十分留意され、適正な土砂等の埋立て、盛土、たい積を行われるようお願いいたします。

<お問い合わせ窓口>

小山市 市民生活部 環境課 廃棄物対策係

〒323-8686

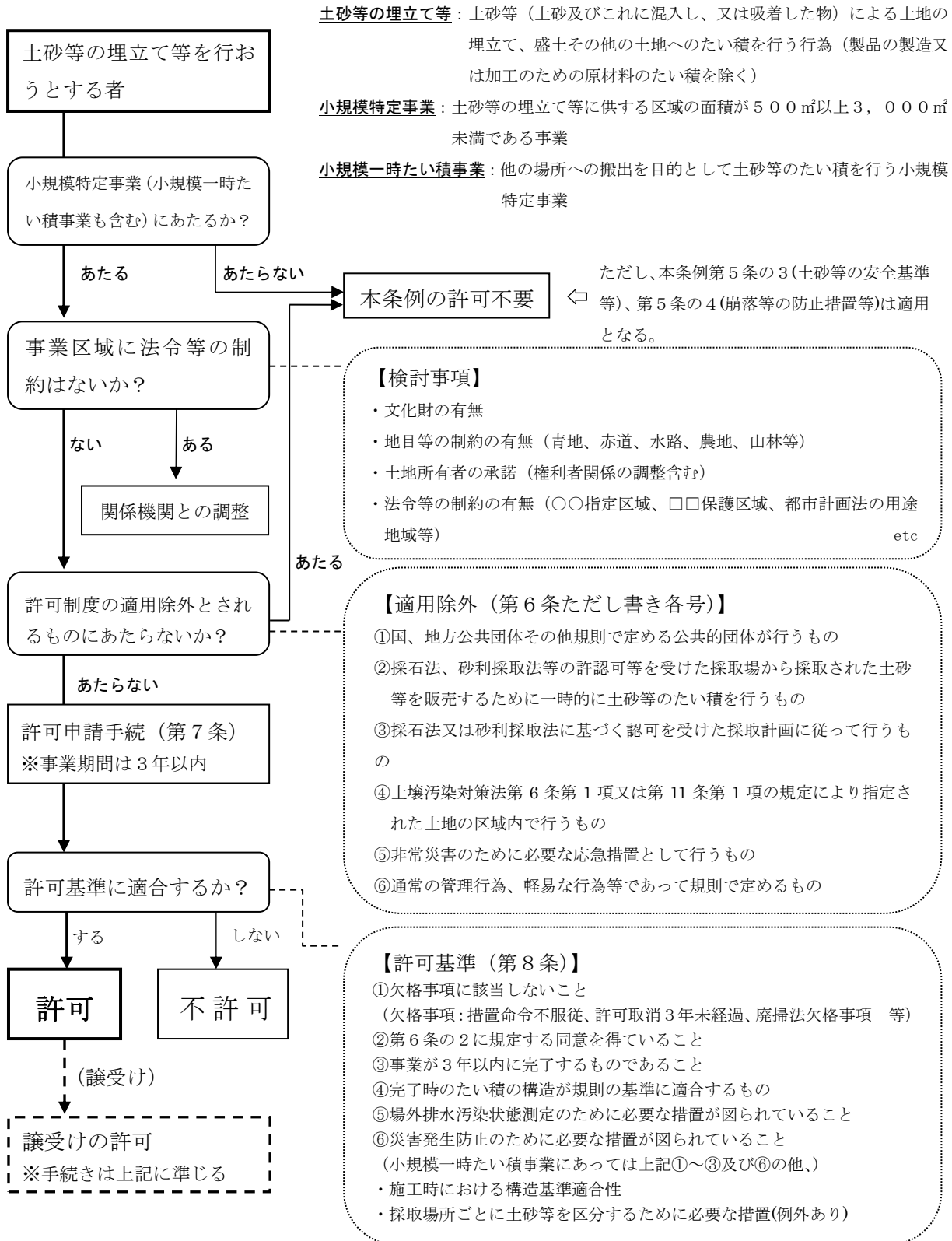
小山市中央町1-1-1

電話 0285-22-9286

I 本条例における許可制度の概要

◇ 本条例では、小規模特定事業を行おうとする場合、許可を受ける必要がありますが、許可申請から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

1 許可を受けるまでの流れ



2 小規模特定事業施工時の義務

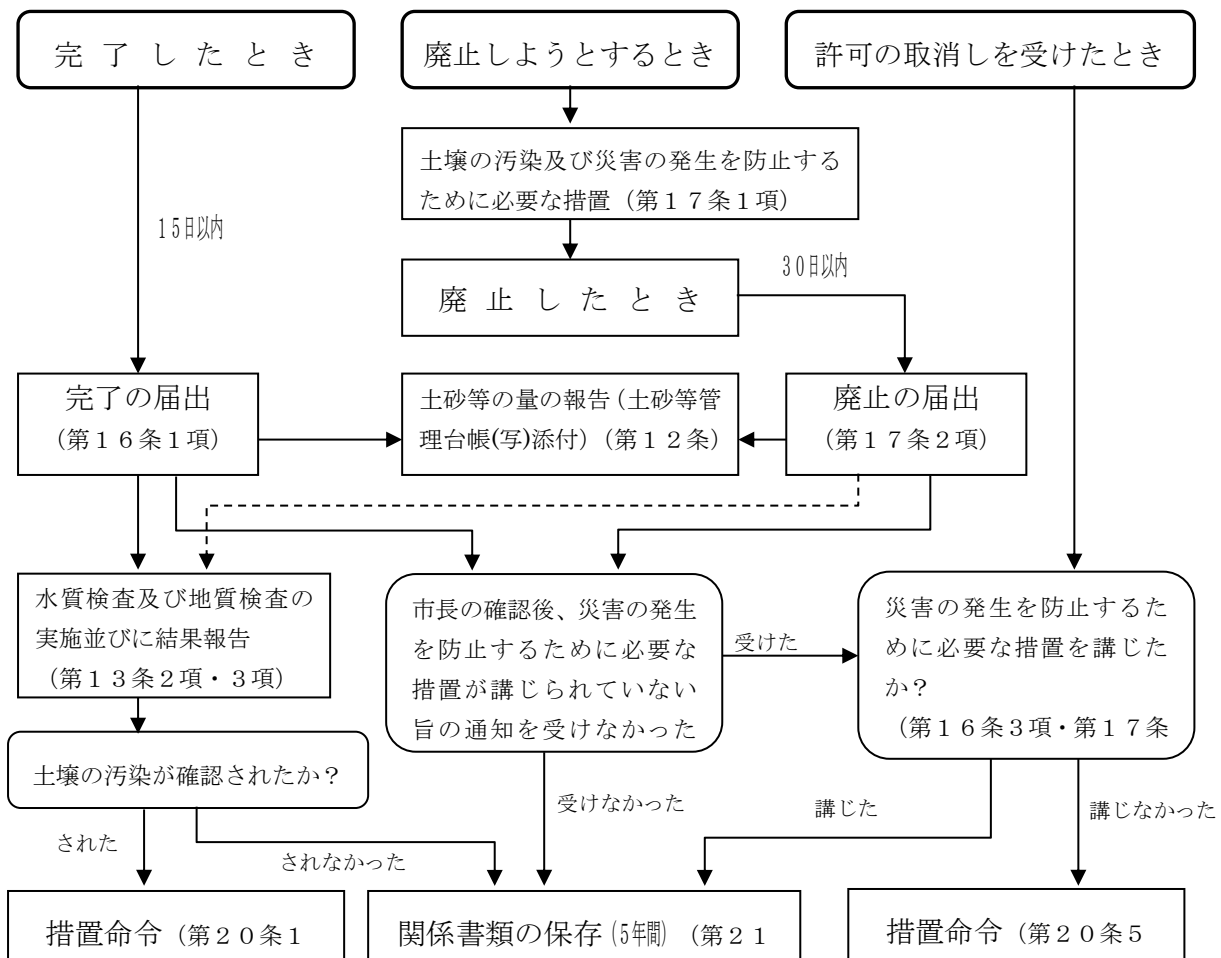
【全ての許可事業者が行うもの】

- ①土砂等の搬入の届出（第11条）
⇒ 採取場所ごと、かつ5,000㎡ごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明等を添付
- ②土砂等管理台帳の作成及び土砂等の量の報告（第12条）
⇒ 採取場所ごとに一日当たりの搬入・搬出量を記載する。6か月（一時的積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内（完了時等はその届出時）
- ③水質検査等の実施及び結果報告（第13条1項・3項）
⇒ 6か月（一時的積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内
- ④関係書類の縦覧（第14条）
- ⑤標識の掲示等（第15条）
- ⑥搬入車両への表示（第15条の2）

【必要に応じて行うもの】

- ①申請事項の変更許可申請・届出（第10条） ⇒ 氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については届出
- ②休止（2か月以上）の届出（第17条）
- ③譲受けの許可（第18条） ⇒ 譲受け許可を受けた者が許可事業者の地位を承継
- ④相続に基づく地位承継の届出（第18条の2） ⇒ 許可事業者の地位の承継があった日から遅滞なく

3 小規模特定事業の完了



Ⅱ 小規模特定事業を実施する方への留意事項

1 事業の実施にあたって

- ① 小規模特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、小山市教育委員会に確認する（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。）。
- ② 小規模特定事業を実施する区域（土地）内に、青道や赤道がある場合（公図で確認する。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどのようにするのか等を県土木事務所又は市道路課に確認する。
- ③ 小規模特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）の手続き等について小山市農業委員会に確認する。
- ④ 小規模特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出について、小規模特定事業実施予定地を管轄する林務事務所に確認する。
- ⑤ 事務所（仮設対応可）を建設する場合は、建築確認を掌握する機関に規模、条件等を確認する（事務所は小規模特定事業を管理しうる範囲に設置する。）。
- ⑥ その他、施行規則第6条別表第4に掲げる行為や開発行為など、関係許認可等を十分に確認する。
- ⑦ 1,000 m²以上の小規模一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要である。
- ⑧ 上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受ける。当該法令において許認可等の取得が必要なものについては、併せて当該許認可等を取得する。

2 事業について

- ① 事業区域、対象事業
 - i 小規模特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、一時たい積場の保安地帯、事務所は含まない。

また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施する場合は、その事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となる（たとえ隣接地でも許可対象となる。）。
 - ii 事業規模が、変更により3,000 m²以上になった場合は、その時点で県条例の許可が必要となる。（市条例の許可を受けている場合は、市と県で調整が必要）
 - iii 条例第7条第1項第10号及び同条例第2項第4号に規定する事項で表土の検査が必要と認めたときは県条例に準ずるものとする。
- ② 使用材料等
 - i 砕石や砂利などは、この条例の対象外である。
 - ii 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。

3 その他

- ① 小規模特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となる。
- ② 土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書は、採取場所ごとに作成することが必要である。
- ③ 農地法の5条申請（農地転用に係る権利移転）のうち、所有権移転に係るものは、土地所有者の承諾書は不要である（農地転用の許可申請書の写しは必要。）。
- ④ 排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に使用する容器、必要な採水量等を十分確認しておくこと。
- ⑤ 小規模特定事業期間は、3年以内とする。